

# 第2次伊勢原市男女共同参画プラン

～男女が豊かにその人らしく生きる社会をめざして～

2018（平成30）年4月

# 目 次

## 第1章 第2次プラン策定にあたって

- 1 第2次プラン策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 第2次プランの位置づけ . . . . . 2
- 3 第2次プランの期間 . . . . . 3
- 4 伊勢原市男女共同参画プラン（改訂版）の総括 . . . . . 4

## 第2章 第2次プランの基本的な内容

- 1 第2次プランの目標 . . . . . 5
- 2 第2次プランの基本方針 . . . . . 5
- 3 第2次プランの体系 . . . . . 6

## 第3章 施策の方向（取組）

- 施策の方向1 男女共同参画の理解を深めるために . . . . . 7
- 施策の方向2 政策・方針決定過程へ女性が参画するために . . . . . 12
- 施策の方向3 男女が働きやすい職場をつくるために . . . . . 16
- 施策の方向4 家事・育児・介護を男女で共に担うために . . . . . 21
- 施策の方向5 仕事と子育てを両立させるための地域の子育て環境を充実するために . . . . . 25
- 施策の方向6 配偶者や親しく交際している相手からの暴力の根絶 . . . . . 30
- 施策の方向7 心身の健康支援と性に関する理解の促進 . . . . . 34

## 第4章 着実な進展に向けて

- 1 第2次プランの推進 . . . . . 39
- 2 第2次プランの進行管理 . . . . . 40

# 第1章 第2次プラン策定にあたって

## 1 第2次プラン策定の趣旨

伊勢原市では、2008(平成 20)年に「伊勢原市男女共同参画プラン」を、2013(平成 25)年には「伊勢原市男女共同参画プラン(改訂版)」(以下、「改訂版プラン」という。)を策定し、男女共同参画に関する意識啓発や、子育てしやすい環境づくりの推進など、男女共同参画社会の実現のため、総合的に施策を推進してきました。

改訂版プラン策定後、国においては、あらゆる分野における女性の活躍、安全・安心な暮らしの推進、男女共同参画の実現に向けた基盤の整備、地域における推進体制の整備・強化を改めて強調した「第4次男女共同参画基本計画」を2015(平成 27)年に閣議決定し、新たな計画に基づいて男女共同参画の取組を進めています。

また、関連する法律である「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が2015(平成 27)年に制定され、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画策定が市町村に努力義務化されたことなど、改訂版プラン策定時とは男女共同参画を取り巻く環境が変化してきました。

本市においても、少子高齢化は進展しており、まちの活力低下や地域コミュニティの弱体化、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小等が懸念されています。

本市の合計特殊出生率<sup>\*</sup>は緩やかな回復基調にはあるものの、2015(平成 27)年では1.31と、人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準である2.07には、依然として大きな隔たりがあります。また、出生数は2016(平成 28)年で784人であり、近年は減少傾向で推移しています。

市民が安心して豊かに暮らし、市が持続的に発展していくためには、女性がその能力を発揮して経済社会へ参画する機会を確保することや、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、男女が家庭や地域、職場において男女共同参画の視点を反映させ、取組を進めていくことが一層重要になっています。

改訂版プランでは、計画期間を2013(平成 25)年度から2017(平成 29)年度までの5年間とし、社会情勢の変化を踏まえて、施策や事業などについて必要に応じて見直すこととしています。本市では、この趣旨に基づき第2次伊勢原市男女共同参画プラン(以下「第2次プラン」という。)を策定することとしました。

※合計特殊出生率…一人の女性が一生に産む子どもの平均数

## 2 第2次プランの位置づけ

---

### (1) 法的位置づけ

第2次プランを次の法律に基づく計画として位置づけます。

#### ① 男女共同参画社会基本法に基づく計画

男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進します。

#### ② DV防止法に基づく計画

基本方針Ⅲの施策の方向6「配偶者や親しく交際している相手からの暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけ、配偶者等への暴力の根絶へ向けて取組を進めます。

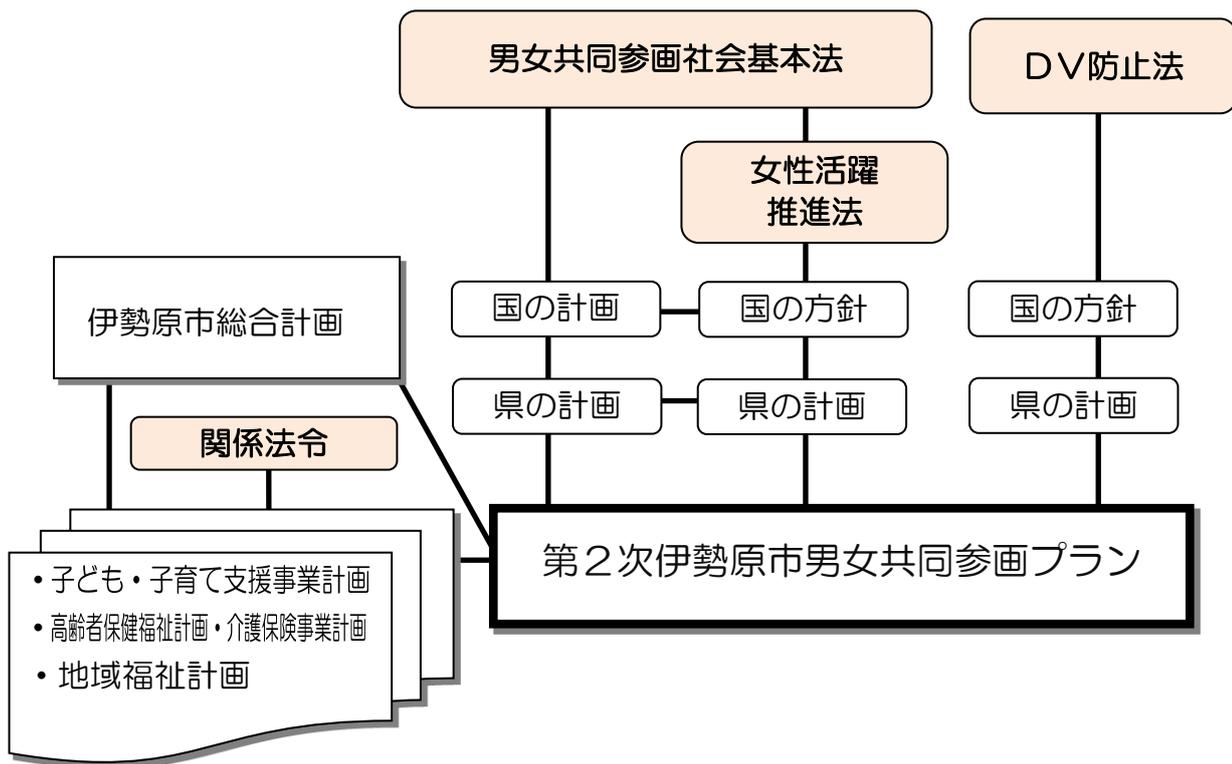
#### ③ 女性活躍推進法に基づく計画

基本方針Ⅱの施策の方向3「男女が働きやすい環境をつくるために」、施策の方向4「家事・育児・介護を男女で共に担うために」、施策の方向5「仕事と子育てを両立させるための地域の子育て環境を充実するために」は、女性活躍推進法に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけ、本市における女性の職業生活における活躍を計画的に推進します。

### (2) 市の関連計画における位置づけ

第2次プランは、伊勢原市第5次総合計画で目指す将来像の実現を男女共同参画の面から実現するための、個別分野の計画として位置づけます。

また、子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等の関連する諸計画との整合を図るとともに、国や県の関連計画等との整合にも配慮します。



第2次プランの位置づけ

### 3 第2次プランの期間

第2次プランの計画期間は、男女共同参画社会の実現に取り組む基本的な方向等を示す計画として、2018(平成30)年度から2022(平成34)年度までの5年間とします。

## 4 伊勢原市男女共同参画プラン（改訂版）の総括

---

改訂版プランでは、目標として『男女が豊かにその人らしく生きる社会』を掲げました。また、基本理念として「男女の人権の尊重」「男女共同参画の視点での行動」「男女共同参画社会を担う能力の向上」を設け、施策を推進してきました。

目標に掲げた社会の実現に向け、本市としては、いせはら男女共同参画フォーラムや各種講座の開催、広報いせはらを活用した意識啓発等、さまざまな施策を実施してきました。2016(平成 28)年に実施した「伊勢原市男女共同参画に関するアンケート調査（以下、「男女共同参画アンケート調査」という。）において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について尋ねたところ、“そう思う”“どちらかといえばそう思う”を合わせた“思う”の割合は、2000(平成 12)年に実施したときよりも 10.9 ポイント減少していました。固定的な役割分担意識については、全体としては改善が見られており、啓発活動について一定の成果は出ているものと考えられます。一方、60 歳代以上の男性では依然として“思う”の割合が高くなっており、継続した啓発活動が必要です。

男女が差別なく、等しく能力が発揮できているかという点に関連して、男女共同参画アンケート調査において、「各分野で男女の地位が平等になっていると思うか」について尋ねたところ、“平等”と回答した割合は 15.6%と低くなっています。学校教育の場では“平等”の割合は 60.2%と比較的高くなっていますが、政治の場では 13.5%と低くなっています。全体としては、男女が対等な立場で能力を発揮できているとは言いがたい状況です。

人権の尊重という点に関連して、「これまでに配偶者や親しく交際している相手から身体的・精神的暴力等を受けたことがあるか」について尋ねたところ、多くの人が“全くない”と回答しています。しかし、“1・2度あった”“何度もあった”と回答した方に、「それらの行為について誰かに相談したか」について尋ねたところ、“どこ（誰）にも相談しなかった”と回答した割合が最も高くなっていました。暴力の防止に関する啓発を継続するとともに、困ったときには、適切な窓口で相談することを引き続き周知・啓発していくことも必要です。

改訂版プランに掲げた目標『男女が豊かにその人らしく生きる社会』は、一定の成果は出ているものの、依然として課題は多く残されています。そうした点を踏まえ、この目標は、第 2 次プランにおいても踏襲し、引き続き達成に向けて取り組んでいきます。

## 第2章 第2次プランの基本的な内容

### 1 第2次プランの目標

#### 『男女が豊かにその人らしく生きる社会の実現』

このプランは、男女共同参画社会の実現に向けて、市と市民、市民活動団体、事業者の皆様が取り組む、伊勢原市が5年後に目指す姿です。

男女共同参画社会形成の意識が深まり、正しい理解のもとで、市政や市民生活が営まれ、男女がともに社会を支え、責任を担うことを目指します。

この目標には、本市を「男女の人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けることがなく、それぞれの能力が発揮できるまち」、「少子高齢社会の進展など社会経済情勢の変化に対応できるまち」、「誰もが自らの意思で、生き生きと充実した生活を送ることのできるまち」としていく願いが込められています。

### 2 第2次プランの基本方針

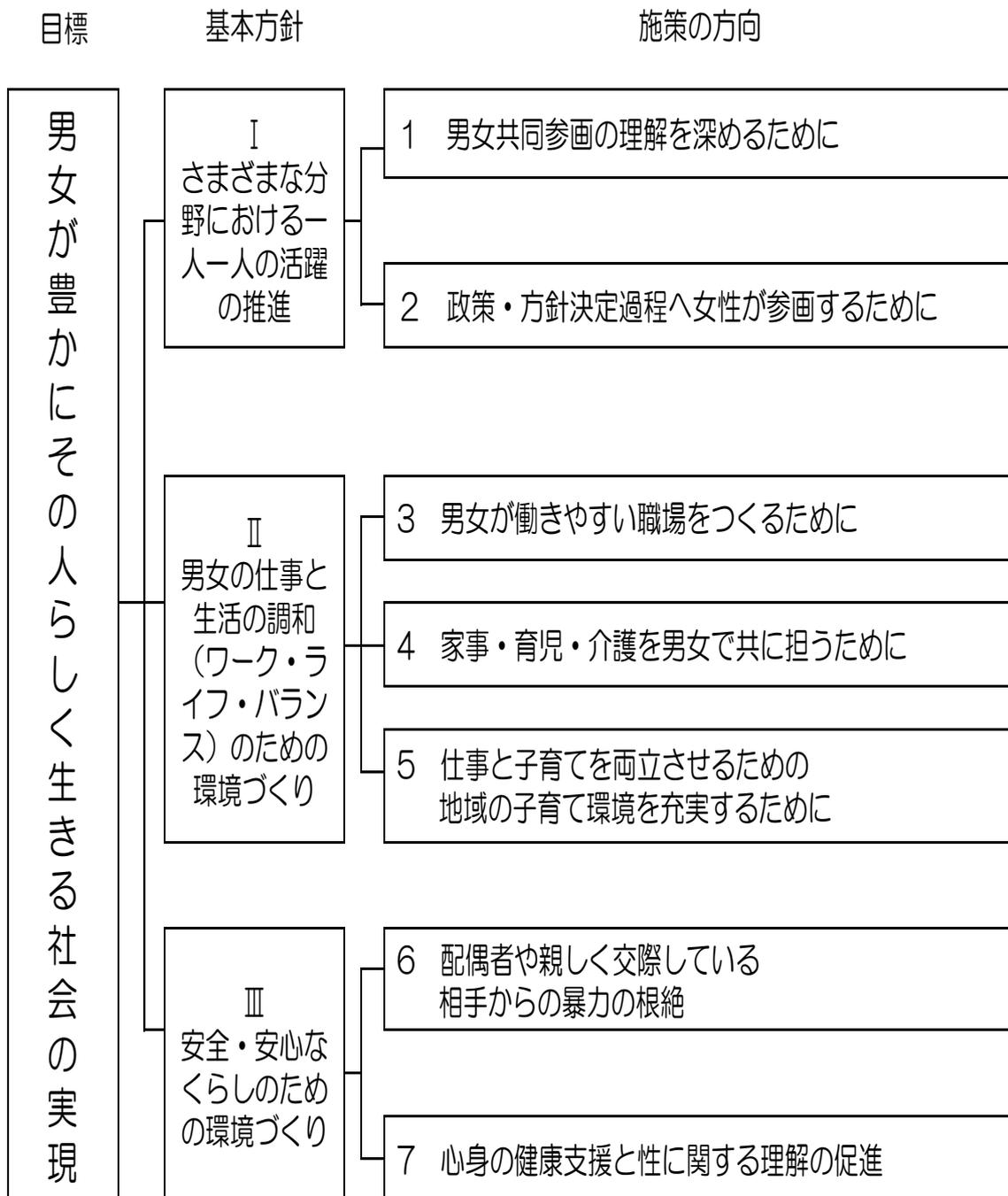
第2次プランの目標を実現するため、さまざまな取組を進めていく上での基本的な考え方として、3つの基本方針を次のとおり定めます。

さまざまな分野における一人一人の活躍の推進

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくり

安全・安心なくらしのための環境づくり

### 3 第2次プランの体系



## 第3章 施策の方向（取組）

### 施策の方向1 男女共同参画の理解を深めるために

生涯を通じた学習機会の提供と、家庭、地域、学校など、さまざまな場面での意識啓発を進めます。

#### 1 法令等の動向や社会情勢

2015(平成27)年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、国民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動は、男女共同参画社会を実現していく上で他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と位置づけています。なかでも男性の意識改革は男性自身にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものでもある点に留意する必要があるとしています。また、学校教育及び社会教育においては、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めることとされています。

#### 2 これまでの市の主な取組

学校教育活動全体を通じて、男女平等教育等の人権感覚を磨くための指導に努めてきました。同時に、教職員を対象とした男女共同参画の理解を深める研修を実施し、男女共同参画を支える人材の育成に努めてきました。

社会教育における学習機会の提供としては、メディア・リテラシー講座、男女共同参画講座、公民館講座を活用した男女共同参画学習など、さまざまな事業を実施しました。

家庭や地域社会における男女共同参画意識の向上に向けては、「いせはら男女共同参画フォーラム」の実施や啓発誌「ききょうフォーラム通信」の発行等、伊勢原市男女共同参画推進委員会と連携して取り組みました。



いせはら男女共同参画フォーラム



ききょうフォーラム通信

### 3 今後の課題

#### (1) 市民及び関係団体から寄せられた意見※

- 児童・生徒の集団生活の中での男女平等教育、それを指導する教職員や市職員に対する研修等が大事です。
- いろいろな関係団体が男女共同参画について深く理解してほしいと思います。子どもから大人まで、講座に参加できるような方法を考えてください。
- 職場、家庭、地域社会等で男女共同参画の意識を高めるには、積極的な啓発活動が欠かせません。チラシを配布するときなどは、多くの人に見ていただけるような工夫が必要だと思います。多くの人々が利用しているインターネット環境を利用することは、非常に有益だと感じます。

※市民及び関係団体から寄せられた意見は、男女共同参画に関心のある市民や関係団体からの選出委員で構成され、男女共同参画を総合的に推進するために設置された男女共同参画推進委員会から寄せられた意見です。

#### (2) 男女共同参画アンケート調査

男女共同参画アンケート調査において、男女共同参画の視点を持つための教育として重要であると思うこととして、「性別に関わりなく、能力や適性を重視した進路指導、生活指導を行う」と回答した割合が最も高くなっています。

また、さまざまな男女共同参画に関わる用語について認知度を調査したところ、「イクボス※」や「メディア・リテラシー※」といった用語の認知度が低くなっていました。そうした傾向にも留意して施策を推進する必要があります。

※イクボス…「育児」×「ボス(上司)」。つまり、部下のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

※メディア・リテラシー…メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

### 4 施策の方向

男女共同参画に関する理解を促すことは、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策として位置づけ、一人一人が意識の向上を図れるよう、さまざまな手法を用いて教育・啓発を行います。

小・中学校においては、児童・生徒の成長に応じて人権や男女平等の意識が育つよう、男女平等教育を推進するとともに、男女問わず一人一人の能力や適性を伸ばせるよう努めます。社会教育においても、固定的な性別役割分担意識が解消され、男女共同参画の意識が向上するよう、公民館講座を中心としてさまざまな学習機会の提供に努めます。

男女共同参画の推進に携わる教職員や市職員等に対しては、研修の実施等により資質の向上に努めます。

## 5 目標値

### (1) 男女共同参画フォーラムの参加者数・参加者の意識変化

① 参加者数 現状 260人／年 (2014年度～2016年度平均)

目標 280人／年

② アンケート結果「気持ちに変化があり、行動しようと思った」の回答

現状 73.0% (2014年度～2016年度平均)

目標 76.0%／年

#### (設定根拠)

いせはら男女共同参画フォーラムは、伊勢原市男女共同参画推進委員会と共催で毎年度開催しており、市で実施している男女共同参画に関する啓発事業としては、最も規模が大きいものです。

これまでも、充実した講演になるよう努めることで一定数の参加者確保と意識啓発の効果が上がっています。講師の選定、テーマの設定等を十分に検討し、引き続き充実した内容になるよう努めることで、参加者数、意識啓発の効果ともに増加させることを目指します。

男女共同参画所管課

### (2) 市内の全公民館における男女共同参画に関連する講座受講者数

現状 775人／年 (2013年度～2016年度平均)

目標 780人／年

#### (設定根拠)

男女共同参画について広く学習機会を提供し、理解を深めていただくには、男女共同参画に関する講座の開催は有効な手段です。各地区の公民館は市民にとって身近な施設であり、公民館において男女共同参画に関する講座を行うことで、広く啓発を行うことができます。そうしたことから、市内の全公民館における男女共同参画に関する講座受講者数を目標値として設定します。

これまでも継続的に講座を開催し、一定数の参加者数が確保出来ていることから、引き続き充実した講座になるようテーマの設定等を十分に検討し、その水準を維持することを目指します。

社会教育所管課

## 6 主な事業

事業名（所管課）	事業内容
市職員の能力開発及び 男女共同参画研修の実施 （職員研修所管課） （男女共同参画所管課）	男女を問わず、意欲と能力ある市職員の育成を進め、職員の一層の能力向上を図ります。 その一環として、市職員を対象とした人権研修を実施し、男女共同参画について理解を深めるとともに、職員採用時に男女共同参画への基本的な知識と認識を高める研修を実施します。
男女共同参画講座 （男女共同参画所管課）	市民を対象に講座を実施し、男女共同参画社会への正しい理解を促進するとともに、必要性について啓発を行います。
家庭に向けた男女共同 参画の啓発活動 （男女共同参画所管課）	家庭での固定的性別役割分担意識の解消や家族間の男女の相互理解を深めるため、啓発誌作成・発行をはじめとして、あらゆる機会を活用し、家庭における男女共同参画意識の啓発を図ります。 ・男女共同参画を考える情報誌の作成・発行 ・男女共同参画週間における啓発活動
いせはら男女共同参画 フォーラムの開催 （男女共同参画所管課）	広く市民を対象として、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場面での男女共同参画が進展するよう、いせはら男女共同参画フォーラムを開催します。
子ども・若者健全育成支援 事業を活用した男女共同 参画学習 （青少年健全育成所管課）	小学生・中学生・高校生を対象としたジュニアリーダーの育成事業を活用し、男女共同参画の視点での体験研修など個人の適性を学ぶ機会を提供します。 ・小学生・中学生・高校生対象のジュニアリーダー研修会 ・他市合同のジュニアリーダー研修
児童・生徒に対する男女 平等教育 （学校教育指導所管課）	教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通じて人権の尊重、男女平等、相互理解・協力など人権感覚を磨く指導の充実を図ります。 ・教材、発行物、掲示物等への適切な配慮に努めます。 ・根拠のない性別を意識させる表現等への配慮に努めます。 ・個人の希望を尊重し、男女に関わりなく児童生徒の能力や適性を伸ばす指導を行うよう努めます。

<p>教職員研修 （学校教育指導所管課）</p>	<p>教職員を対象に、人権教育研修や人権教育推進校指定研究事業を活用し、男女共同参画の理解を深める研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研修会（男女共同参画研修を含む）</li> <li>・人権・同和教育全国大会等派遣</li> <li>・人権教育推進校指定研究事業</li> </ul>
<p>公民館講座を活用した男女共同参画学習 （社会教育所管課）</p>	<p>各地区で女性セミナー、幼児家庭教育学級や高齢者学級などの公民館講座を活用し、さまざまな年代を対象に男女共同参画の理解を深める学習機会を提供します。</p>

## 施策の方向2 政策・方針決定過程へ女性が参画するために

政策、方針決定の場への女性の参画拡大と、責任ある立場への女性の進出を促します。

### 1 法令等の動向や社会情勢

世界経済フォーラムが2016(平成28)年に発表した各国における男女格差を図るジェンダー・ギャップ指数<sup>※</sup>では、日本は144か国中111位と低い状況となっています。

また、2015(平成27)年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、きわめて重要であり、2020(平成32)年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする目標を設定しています。

これまで、介護や子育て支援、環境美化活動など地域で行われるさまざまな活動は、専業主婦をはじめとした女性が多く担ってきました。一方、自治会やPTAなどの会長の役職については、自営業や退職後の男性が多くを占めています。若い世代の男性の地域活動への参画やリーダーとしての女性の参画の拡大など、地域活動における男女共同参画の推進が求められています。

※ジェンダー・ギャップ指数…非営利財団「世界経済フォーラム」が各国の経済、教育、保健及び政治の各分野のデータから男女間格差をランク付けしたものを。

### 2 これまでの市の主な取組

改訂版プランでは、市の審議会等における女性委員の割合が2022(平成34)年度末までに40%以上となるよう女性の積極的な登用に取り組んでおり、2017(平成29)年4月現在、39.0%となっています。また、伊勢原市人材育成基本方針に基づき女性職員の登用を推進しています。

地域活動における女性の参画拡大に向けては、意識啓発等を継続して行ってきました。防災分野においても男女共同参画の視点が取り入れられるよう、女性を対象とした防災研修会や女性・子育て世帯に配慮した避難所運営マニュアルの改定等を実施しました。

### 3 今後の課題

#### (1) 市民及び関係団体から寄せられた意見

○職場における女性の参画や政策・方針決定過程への参画は、職場内で女性を活用するノウハウを男性に対して指導すべきではないでしょうか。男性の意識改革がまず必要と思います。

- 働く女性が増え、地域活動の役員のなり手不足が深刻化している状況です。働きながら活動できるしくみづくりが必要だと感じます。
- 東日本大震災をきっかけに、女性や高齢者、障がい者への防災への取組について関心が高まっています。災害時に子どもや女性に特有なニーズが発生することは想像ができるので、過去の事例をよく検証して男女共同参画の視点を取り入れていただきたいと思います。

## (2) 男女共同参画アンケート調査

男女共同参画アンケート調査において、「社会参画についての考え方」を聞いたところ、市の審議会等への委員や政治家については、「男女半々がよい」と回答した割合が男女ともに半数を超え高くなっています。

また、「女性が社会参加するために何が必要か」を聞いたところ、「女性自身の積極的な意欲」が最も高く、次に「男性優位の組織運営を改善し、女性の意見も取り入れるようにすること」となっています。

## 4 施策の方向

審議会等をはじめとする市の政策・方針決定過程に男女が平等に参画し、市政が運営されていくことを目指します。あわせて、市の女性職員の登用・職域拡大を推進します。

地域や社会での活動に男女がともに参画し責任を担い合えるよう、各種団体と連携しながら意識啓発を行います。あわせて、子育て中の男女等が各種講座に安心して参画できる環境づくりを進めます。

防災分野については、災害発生後に増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどが問題となっているので、女性の視点が復興のあらゆる場面で反映されるよう取組を進めます。

## 5 目標値

### (1) 各種審議会等の女性委員の割合

現状 39.0% (2017年度) 目標 40%以上 60%以下 (2022年度末)

(設定根拠)

政策・方針決定過程において、男女の意見を偏りなく反映させていく必要がありますが、女性の参画が進んでいない分野も依然としてあります。女性委員の割合は半数前後(40%~60%)が望ましいと考えられます。

そのため、男女比率に偏りがある分野を中心に、引き続き各種審議会等の女

性委員の割合を増やしていくことが重要です。委員の改選の際に女性の登用を積極的に推進するよう、各課及び関係団体に働きかけることで、目標の達成を目指します。

男女共同参画所管課

## (2) P T A、自治会の会長及び消防団員に占める女性の割合

	現状(2017年度)	目標(2022年度末)
P T A会長	7.1%	14.2%
自治会長	6.9%	10.8%
消防団員	5.8%	5.8%

(設定根拠)

自治会やP T Aの会長をはじめとする役員については、自営業や退職後の男性が多くを占めています。地域活動の場に男女共同参画の視点を取り入れられるためには、リーダーとしての女性の参画拡大が効果的と考えられます。男女共同参画に関する意識啓発に取り組むことで、それぞれの割合が増加することを目指します。消防団員における女性の割合については、既に一定の水準に達していることから、その水準を維持することを目指します。

男女共同参画所管課

## 6 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
防災分野における女性の参画の確保 (防災所管課)	防災施策の立案等において、男女共同参画の視点や子どもや高齢者の視点が反映されるようにするため、防災会議への女性委員の登用に努めます。
防災教育の推進 (防災所管課)	学校や家庭を中心に、地域における防災教育を推進するため、関係部署等と連携しながら、子ども防災訓練や女性防災セミナー、女性防災リーダー養成研修会等を開催します。

<p>女性や子育てに配慮した 避難所運営の充実 (防災所管課)</p>	<p>女性や子育て家庭にとって、避難所生活を少しでも安全・安心なものとし、被災時の精神的・肉体的負担の軽減が可能となる避難所運営を行うため、避難所運営委員会を随時開催し、被災者のニーズの把握に努めます。</p> <p>また、避難所生活において、女性や子ども特有のニーズに対応するための生活物資の備蓄を図ります。</p>
<p>NPOなどの活動への支援 (市民活動推進所管課)</p>	<p>市民活動サポートセンターを活用し、市民活動や市民活動団体に関する情報の提供や市民活動への相談、助言を行い、さまざまな市民活動を支援します。</p> <p>また、市民活動への参加が容易となるように、市内のさまざまな市民活動団体との交流や活動の学習の機会を提供します。</p>
<p>地域における女性の参画の 促進 (男女共同参画所管課) (関係各課)</p>	<p>PTA、自治会において役員として活躍する女性や消防団における女性の参画拡大を図るため、団体が実施する研修や会議などの場を活用し、男女共同参画の意識の向上を図ります。</p>
<p>審議会等での男女共同参画 (男女共同参画所管課)</p>	<p>市の審議会等での女性の委員数が、2022(平成34)年度末までに40%以上60%以下となるよう、女性の積極的な登用に向けて取り組みます。また、委員選出に関する団体等に対して理解を促します。</p>
<p>女性消防団員の活動の充実 (消防本部所管課)</p>	<p>応急手当の普及や火災予防の啓発活動に男女共同参画の視点を反映するため、女性消防団の活動の更なる推進を図ります。</p>
<p>参画を支援する保育の実施 (社会教育所管課)</p>	<p>子育て中の男女が各種事業に参加する際に、保育ボランティア制度を活用し、安心して参画できる環境づくりを進めます。</p>

## 施策の方向3 男女が働きやすい職場をつくるために

雇用・就業における男女平等の確保と、事業者へ男女共同参画を促進する制度等の普及を図ります。

### 1 法令等の動向や社会情勢

2015(平成 27)年に策定された「第 4 次男女共同参画基本計画」において、男性中心型労働慣行等を見直すことによって、女性の活躍を推進していくこと等が改めて強調されています。2016(平成 28)年には「女性活躍推進法」が成立し、一定規模以上の事業主に対する「特定事業主行動計画」の策定が義務付けられました。管理的地位にある女性労働者の割合、その他女性の活躍に関する状況を踏まえて課題を把握し、その課題解決に必要な取組を特定事業主行動計画に定め、実行していくこととされました。

### 2 これまでの市の主な取組

これまで、仕事と子育てや介護との両立のための制度（育児・介護休暇、短時間勤務等）に関する情報提供や、企業向けの研修会、女性のための再就職支援講座等を開催してきました。

多様な就労の促進に向けては、伊勢原市ふるさとハローワークにおける職業の紹介、母子家庭の就労支援等に取り組みました。

### 3 今後の課題

#### (1) 市民及び関係団体から寄せられた意見

○市内にはさまざまな規模の企業がありますが、一定規模以上の企業を対象に、制度を活用して仕事と家庭の両立ができている従業員の割合を報告してもらうことで、表彰等を行うことができるのではないかと思います。是非、検討していただきたいと思います。

○仕事と子育てや介護を両立するには企業の理解が必要です。企業への積極的な呼びかけや業務改善のヒントとなるような、具体的な例を示す講座等の実施が必要だと考えます。

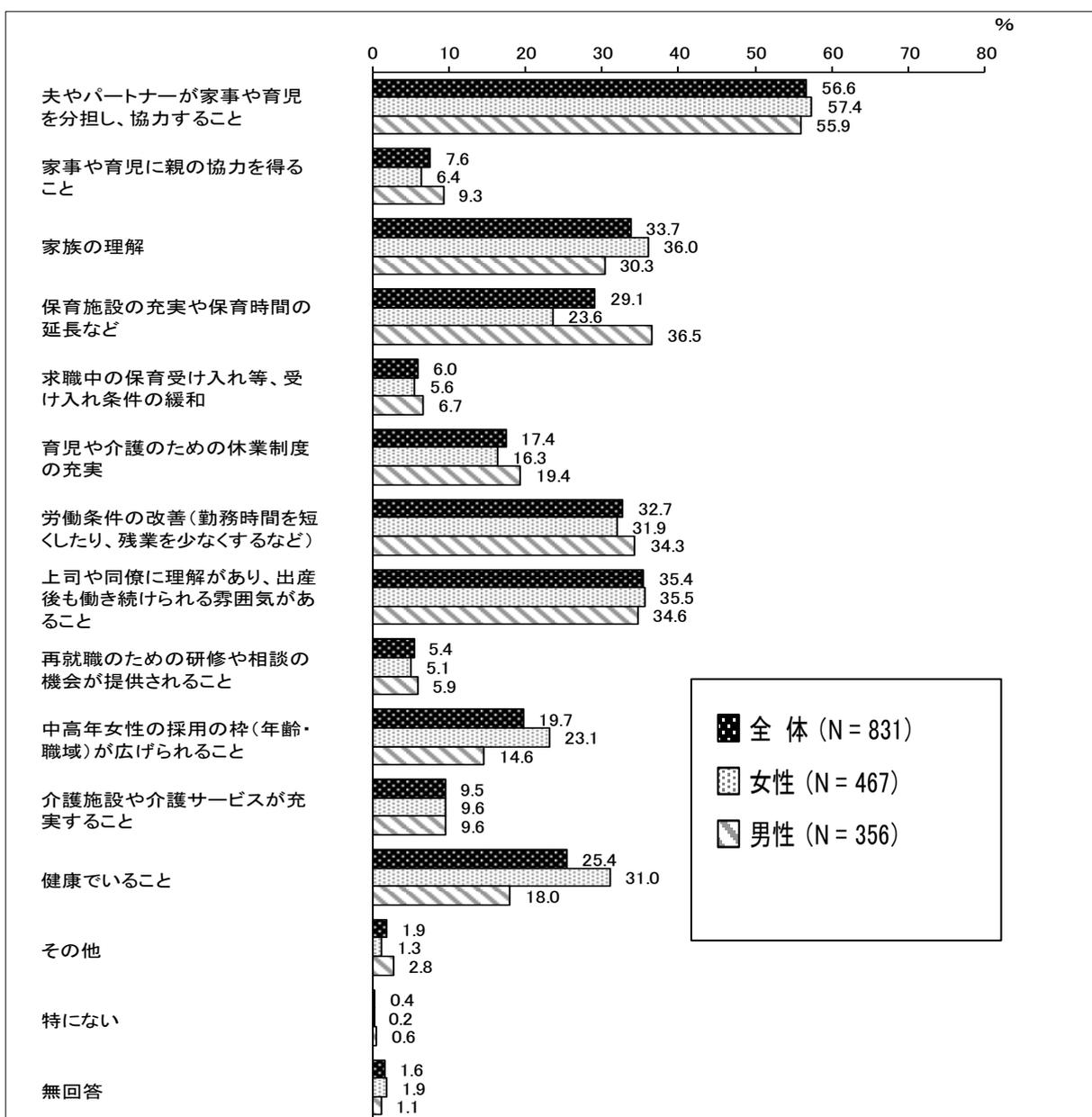
○事業主に対する支援の方法について企業から希望を取り入れたり、職場環境改善のための研修会や講座ができたりするとよいと思います。

## (2) 男女共同参画アンケート調査

2015(平成27)年に実施した伊勢原市市民人権意識調査において「男女共に働きながら家事・育児・介護などを両立する環境を整備する」ことが必要だと考える市民の割合が男女の全世代で高い割合になっています。

男女共同参画アンケート調査において、女性が働き続けたり、再就職したりするために特に必要だと思うこととして、「夫やパートナーが家事や育児を分担し、協力すること」の割合が最も高く、次いで「上司や同僚に理解があり、出産後も働き続けられる雰囲気があること」の割合が高くなっています。

あなたは、女性が働き続けたり、再就職するために特に必要だと思うものはなんですか。(〇は3つまで)



#### 4 施策の方向

女性活躍推進法の理念を踏まえ、男性中心型労働慣行の見直し等を進め、男女が働きやすい職場環境がつけられるよう、仕事と家事・子育て・介護等を両立するための制度普及に努めます。あわせて、さまざまなライフスタイルに対応した職場や職業の選択が可能になるよう、各種支援と多様な就労の場の提供に努めます。

就労環境の改善に向けては事業主の理解が欠かせないことから、各種制度に関する情報や、関係機関が開催する研修講座情報等を事業所へ周知し、理解を促進します。一方、労働者側についても、各種制度を適切に利用できるよう、周知と理解の促進に努めます。

市としても2016(平成28)年に策定した「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、働きやすい職場づくりを率先して推進していきます。

#### 5 目標値

##### (1) 就労環境に関する各種認定等※取得事業所数

現状 1社 目標 3社

※各種認定等には、次のようなものがあります。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定…くるみんマーク

女性活躍推進法に基づく認定…えるぼし認定

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証…認証マーク『かながわ子育て応援団』

##### (設定根拠)

国、神奈川県においては、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援推進条例に基づく各種認定制度を整備しています。それぞれ取得には一定の要件が求められ、こうした認定等を取得する事業所数が増えることは、働きやすい職場環境づくりに資するものと考えられます。

市としてもこのような各種認定制度を周知し、取得を奨励することで取得事業所数を増やしていくことを目指します。

市内事業者のほとんどが中小・零細事業者であること、本社機能を有する事業所が少ないことなどから困難な部分ではありますが、計画期間内で2社増加することを目指します。

男女共同参画所管課

## (2) ワーク・ライフ・バランスに関するホームページの作成

現状 なし 目標 開設(2018年度)

充実(2019年度以降)

(設定根拠)

女性の就労支援や仕事と生活の調和の確保など、個々のライフスタイルに応じた市民の就労環境の向上を図るには、さまざまな手段で普及啓発を行う必要があります。インターネットによる情報の取得が一般的となっている状況を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスに関するホームページを作成し、順次内容を充実させていくことを目標とします。

2018(平成30)年度の開設を目指し準備を進め、2019(平成31)年度以降は順次内容を充実させていくことを目指します。

男女共同参画所管課

### 6 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
市役所における女性職員の活躍の推進 (職員研修所管課)	市としても働きやすい職場づくりを率先して推進するため、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく取組を進めます。
地域雇用創業就労支援事業 (商工労政所管課)	地域経済の活性化に向けた産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、いせはら創業応援ネットワークによる組織的な創業支援や中小企業の人材育成等を推進するとともに、求人・求職紹介、新たな労働者として期待される女性や高齢者などの多様な就労ニーズに応じた就労支援を推進します。
求人求職紹介相談事業を活用した雇用促進 (商工労政所管課)	伊勢原市ふるさとハローワークにおける、職業相談、職業のあっせん・紹介を通じて、男女平等な雇用を促進します。

<p>就労環境に関する法制度等の 情報提供 (商工労政所管課) (男女共同参画所管課)</p>	<p>仕事と子育てや介護との両立のための制度等（育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、就労環境に関する各種認定等）に関する情報や、関係機関が開催する研修講座情報などを、商工業団体等と連携、協力して、事業所へ周知し、理解を促進します。</p> <p>また、事業所に対して、商工業関係団体等を通じて、労働基準法、男女雇用機会均等法やILO第100号条約など、女性の健康管理や男女の賃金に関する情報を提供し、適正な雇用、就労環境の促進に努めます。また、関係課等の窓口リーフレットを設置し、情報の提供に努めます。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスの 情報提供 (男女共同参画所管課)</p>	<p>働く男女を対象として、啓発誌やホームページなどを活用し、ワーク・ライフ・バランスの考え方、促進する制度や成功事例などを紹介し、理解と普及に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP（ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供）の作成</li> </ul>
<p>ワーク・ライフ・バランス講座 (男女共同参画所管課) (保育所管課)</p>	<p>市民や事業者を対象にワーク・ライフ・バランスの普及と実践に向けて講座を開催し、成功事例の学習などにより具体的な取組を促進します。</p>
<p>女性の起業・再就職準備講座 (男女共同参画所管課) (商工労政所管課)</p>	<p>意欲を持ち、能力を発揮して積極的に社会参画する女性を支援するため、求められる知識、経験などに関する講座を開催します。</p> <p>また、起業や在宅就業など、雇用以外の就業を希望する人に対して情報提供を進めます。</p>
<p>母子家庭の就労支援 (子育て支援所管課)</p>	<p>母子家庭等自立支援教育訓練給付事業や母子家庭等高等職業訓練促進給付事業により、母子家庭の自立を支援します。</p>

## 施策の方向4 家事・育児・介護を男女で共に担うために

男女の固定的性別役割分担を見直す啓発を進め、男性の家庭生活への参画を推進します。

### 1 法令等の動向や社会情勢

固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあります。

我が国の6歳未満の子どもを持つ夫の週平均1日あたりの家事・育児関連時間は、2011(平成23)年時点において1時間7分、妻は7時間41分となっています。国際比較すると、一例ではスウェーデンの夫は3時間21分、妻は5時間29分となっており、日本は、先進国中で最低の水準にいます。そうしたことから、「第4次男女共同参画基本計画」には、2020(平成32)年までに2時間30分とする数値目標が掲げられています。

※固定的性別役割分担意識…男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### 2 これまでの市の主な取組

これまで、家庭教育に関する講演会の開催、父親・母親学級の開催、父子健康手帳の交付等、男女がともに家庭生活を支えあえる意識の向上に向け、各種施策を実施してきました。

男性が家事や介護に参画するための情報提供や学習機会の提供の場としては、男性向け料理教室、家族介護教室等を実施してきました。



男性向け料理教室

### 3 今後の課題

#### (1) 市民及び関係団体から寄せられた意見

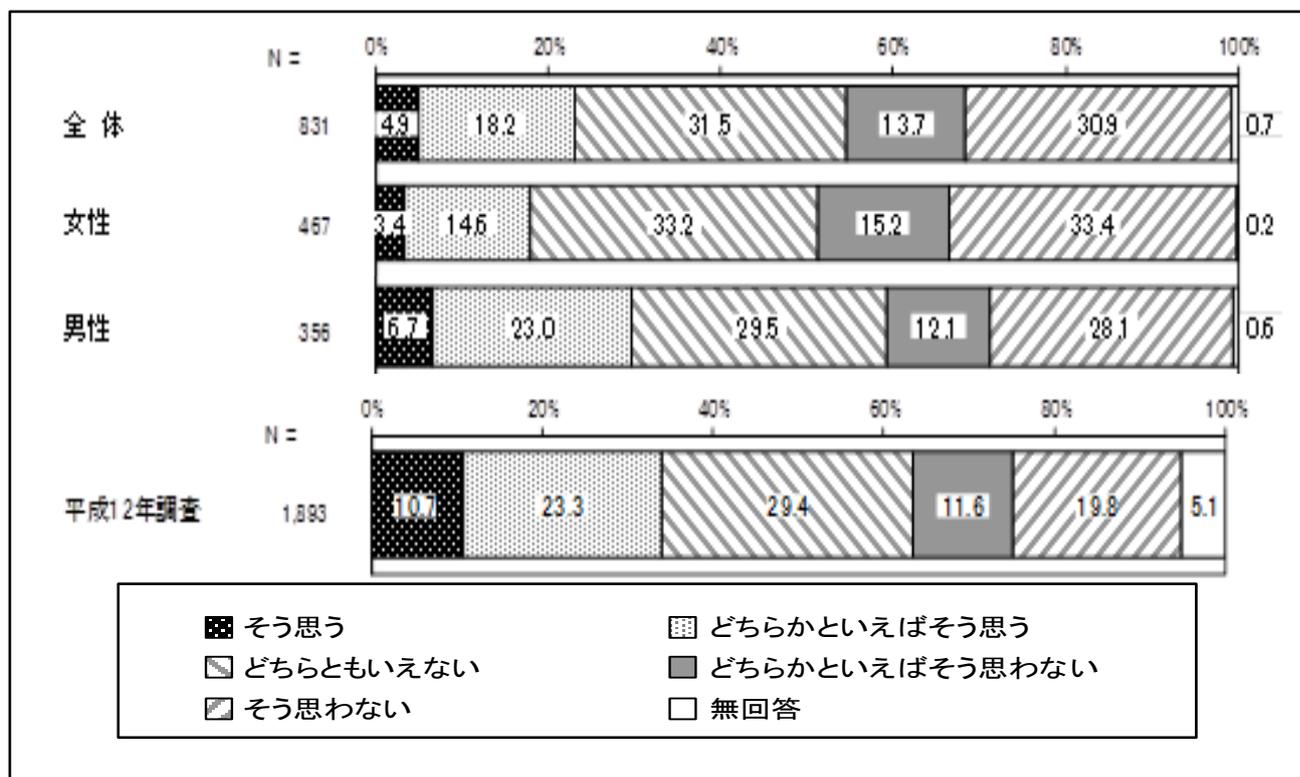
○父子料理教室は、家庭における男女共同参画の一つとして、男性の家事、育児参加への意識が高まるとも効果的な事業だと思います。今後も料理にこだわることなくこうした事業を積極的に進めてください。

○働きながらの介護はこれからも増加していくと思われます。先の見えない介護は、普段から男女ともに参加意識を持つことが大切であることを、男女ともに知ってほしいと思います。介護者を支援するための講座の開催や相談機関の案内などの情報提供を引き続きお願いします。

#### (2) 男女共同参画アンケート調査

男女共同参画アンケート調査において「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が23.1%になっています。2000(平成12)年調査と比べると、10.9ポイント割合は減少していました。また、各家庭で家事、育児、親の介護を主に誰が担っているかたずねたところ、「ほとんど妻」または「どちらかという妻」と回答した割合がいずれも高くなっています。

あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どう思いますか。(〇は1つ)



#### 4 施策の方向

あらゆる世代で固定的な性別役割分担意識が改められ、男女がともに家庭生活を支え合えるよう、さまざまな学習機会の提供や意識啓発に努めます。

家事や介護の負担の多くを女性が担っていることが統計上示されており、特に男性に向けた家事・育児に関する学習機会の提供、介護に関する学習機会や相談体制の充実に努めます。

#### 5 目標値

##### (1) 男性の家事参加促進講座参加者数

現状 334人／年(2016年度)

目標 340人／年

(設定根拠)

国の「第4次男女共同参画基本計画」において、男性の家事・育児に関わる時間を延ばすことが目標値として定められています。また、2016(平成28)年10月に男女共同参画会議の下に設置された「男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会」において「家事や育児等に対する知識等の不足と男女間のギャップ」が課題とされています。市としても、そうした国の動向を踏まえ、男性の家事参加を促進するため、関連する講座に積極的に参加していただくことを目標として設定します。

これまでも継続的に講座を開催し、一定数の参加者数が確保出来ていることから、引き続き充実した講座になるよう内容を十分に検討し、その水準を維持することを目指します。

社会教育所管課、健康づくり所管課

##### (2) 家族介護者教室参加者数

現状 95人／年(2016年度)

目標 190人／年(2022年度)

(設定根拠)

介護が必要となる高齢者の割合は今後更に増加することが見込まれるため、男女がともに介護を担う意識の醸成が非常に重要です。介護のコツや知識を学ぶとともに、介護者同士の情報交換やリフレッシュの場とする家族介護教室を定期的開催することを目標として設定します。

これまでも継続的に教室を開催し、一定の参加者数が確保出来ていますが、より多くの方に参加していただくことを目指します。

介護高齢所管課

6 主な事業

事業名（所管課）	事業内容
家庭男女共同参画講座 （男女共同参画所管課）	男性の家事や介護の参加など、世代やテーマごとに講座を開催し、家庭での男女共同参画意識の向上と実践を図ります。
家族介護者教室 （介護高齢所管課）	家族介護者教室や介護者相談会を実施し、家族介護者の負担軽減を図るとともに、「介護は男女がともに担う」という意識の普及に努めます。
介護保険サービス等の情報提供 （介護高齢所管課）	介護保険サービスや、仕事と介護の両立について情報を提供し、男女がともに介護を担う意識を啓発します。仕事と介護の両立について、情報提供の在り方を検討し、提供内容の充実に努めます。
介護保険サービス事業の充実 （介護高齢所管課）	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防と介護基盤の整備を進め、介護保険制度の充実により、介護者の負担を軽減し、家族の介護参加を促進します。
高齢者虐待の防止 （介護高齢所管課）	関係機関等からなる高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの活用、地域包括支援センター等と連携し、家族介護者教室や相談会などの家族介護支援事業の実施により、虐待の防止に努めます。また、相談や早期の発見に対応して、関係機関と連携して被害者と養護者の支援に努めます。
男性の家事参加促進講座 （社会教育所管課） （健康づくり所管課）	公民館講座を活用し、男性を対象とした手軽に作れる料理の紹介や調理法の習得を図ります。 また、食生活改善推進団体と連携して公民館で「男の料理教室」を開催し、料理の楽しさ、食に関する知識などの習得を図り、男性の家事参加を促進します。
父親の育児参加情報の提供 （子育て支援所管課）	父子健康手帳の交付や両親教室の開催、子育てマップやチラシ配付などにより、父親の育児参加意識を醸成するとともに、社会における父親の育児参加への認知度を高めます。

## 施策の方向5 仕事と子育てを両立させるための地域の 子育て環境を充実するために

男女がともに子育てに関わることができるよう支援を行うとともに、地域、社会による子育て支援を進めます。

### 1 法令等の動向や社会情勢

少子高齢化が進んでいる要因として、晩婚化・未婚化をはじめ、子育て家族の孤立感や負担感が大きいことがあります。

また、出産や子育てを望んでいても、長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないという現状があります。

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員で待機児童が生じており、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないという問題があります。

### 2 これまでの市の主な取組

仕事と子育ての両立を図るため、公立・私立保育所の運営をはじめ、延長保育や一時預かり、障がい児保育などの多様な保育サービスを推進するとともに、児童コミュニティクラブを設置し、小学生の放課後の生活を見守り、保護者が安心して就労できる環境を整備しました。

また、多様なニーズに対応できるよう、ファミリー・サポート・センターの運営、子育て支援サービスの情報提供を行うなど、地域での子育てを支援しています。

さらに、親子で参加できる教室の場を提供し、親と子のコミュニケーションを図ることにより育児参加意識を高めたり、青少年指導員や子ども会、母親クラブなどの事業に協力したりして、地域で子育て支援が行えるよう支援しています。



児童コミュニティクラブの様子

### 3 今後の課題

#### (1) 市民及び関係団体から寄せられた意見

○核家族やひとり親家庭にとっては、相談や支援をしていただける行政の役割は非常に大きく、助けになるものだと思います。

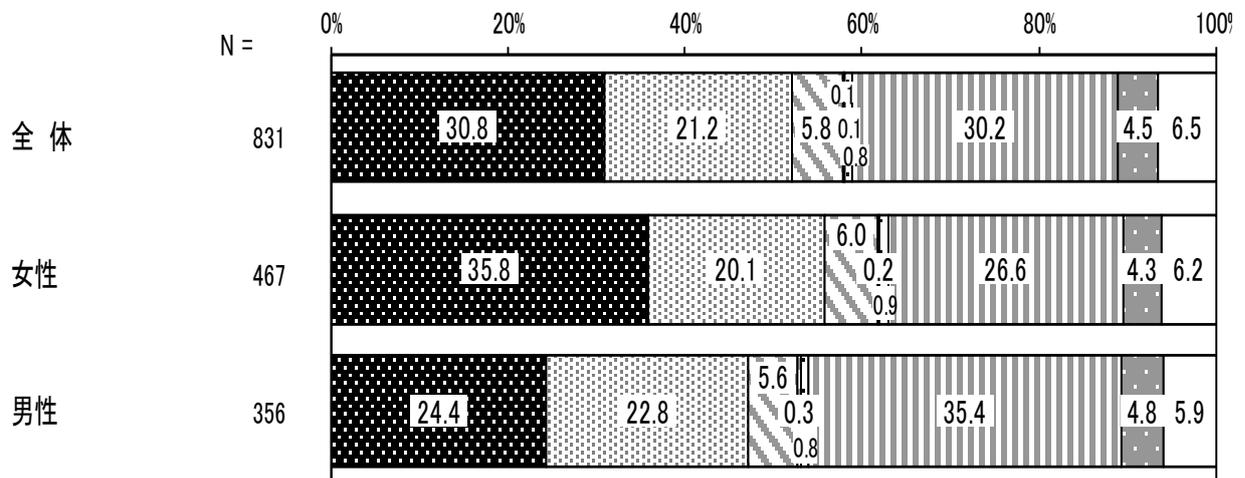
○子育ては家庭が一番ではありますが、家庭だけではできないのも現状です。地域や学校で支えて、何かあった時には、すぐに相談できるような環境づくりが必要だと思います。

○父親に対する事業は、継続してほしいです。今後は、祖父、祖母に対する事業も必要ではないかと思います。

#### (2) 男女共同参画アンケート調査

男女共同参画アンケート調査において「あなたの家庭では、育児を主にどなたがしていますか」と聞いたところ、「ほとんど子の母親」と「どちらかという子と子の母親」を合わせた割合が5割を超え、「育児を必要とする子はいない」が3割、「ほとんど子の父親」と「どちらかという子と子の父親」を合わせた割合は1割弱となっています。

あなたの家庭では、育児を主にどなたがしていますか。



- ほとんど子の母親
- 子の父親と母親が同じくらい分担
- ほとんど子の父親
- 育児を必要とする子はいない
- 無回答
- どちらかという子と子の母親
- どちらかという子と子の父親
- 子の祖父母など親以外
- その他

#### 4 施策の方向

子育て支援の充実に向けて、行政のみならず家庭や地域、その他社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子育て支援の重要性を認識し、それぞれの役割を果たせるよう意識啓発を行います。

母親の孤立感や育児不安を軽減できるよう、地域でいつでも相談できる環境を整え、仕事と家庭の両立を図るための保育サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、親子で参加できる講座の開催や青少年関係団体等の活動を支援し、親子のコミュニケーション力向上を支援します。

さらに、青少年や保護者対象の相談、臨床心理士や教職経験者などの専門相談など、子どもの成長に応じた相談環境を引き続き整え、家庭における子育ての支援をしていきます。

#### 5 目標値

##### (1) 保育所待機・保留児童数

現状 108人(2017年度)

目標 0人(2022年度末)

(設定根拠)

2017(平成29)年4月現在、伊勢原市は、神奈川県内で藤沢市、座間市に次いで3番目に待機児童が多くなっています。

保護者の育児と就労の両立を図るには、保育環境が充実していることが重要であるため、子ども・子育て支援事業計画を着実に推進し、保護者が希望する保育を受けられる環境の整備を目指します。

**保育所管課**



(2) 「この地域で今後も子育てをしていきたい」と思う母親の割合

現状 90.7%(2016年度)

目標 94.2%(2022年度)

(設定根拠)

乳幼児健診(4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)時の母親を対象としたアンケートで、「この地域で今後も子育てをしていきたいですか」と尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は、90.7%と全国平均に達していないため、全国平均値94.2%を目標値として設定します。

子育て支援所管課

## 6 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
子育て支援センター事業 (子育て支援所管課)	子育て家庭の親子に相談、交流の場を提供し、母親たちの孤立感や育児不安の軽減、解消を図ります。
子育て支援サービスの情報提供 (子育て支援所管課) (商工労政所管課)	多種多様に提供する子育て支援に関する情報やサービス内容等を一元的に管理、発信し、子育てに関わる情報提供の充実を図ります。 ・子育て支援センターなど地域子育て支援拠点における情報発信 ・事業所に対して、育児休業制度など仕事と育児の両立支援に関する制度等の情報提供を行います。
地域の子育て支援 (子育て支援所管課) (児童コミュニティ所管課)	幼児・児童の預かりや放課後における保育等を実施し、男女が子育てを担い合うことができる環境を充実します。 ・ファミリー・サポート・センターの運営 ・児童コミュニティクラブの運営
保育サービスの充実 (保育所管課)	仕事と子育ての両立を図るため、保育サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
子ども・子育て支援新制度利用者支援事業 (保育所管課)	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設サービスや多種多様化する子育て支援サービスの中から、各家庭の状況に応じた適切なサービスをコーディネートするための専門員を配置します。

<p>子ども家庭相談事業 (子ども家庭相談所管課)</p>	<p>家庭及び児童の福祉に関する相談や、心身の発達に遅れや心配のある乳幼児に関する相談を実施します。</p>
<p>児童虐待への対応及び発生の未然防止 (子ども家庭相談所管課)</p>	<p>要保護児童対策地域協議会を基盤とした関係機関連携により、児童虐待への対応及び発生の未然防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>・ 児童虐待への対応</li> <li>・ 児童虐待防止のための研修会</li> <li>・ ポスター、広報紙、ホームページ及びリーフレット等による啓発</li> </ul>
<p>家族のコミュニケーション力向上講座 (青少年健全育成所管課)</p>	<p>子どもふれあい教室、ふれあい工作ランド、ふれあい教室作品展など親子で参加する事業を活用し、コミュニケーション力の向上を図ります。</p>
<p>青少年健全育成団体と連携した子育て支援 (青少年健全育成所管課)</p>	<p>青少年指導員、子ども会の活動や事業を支援し、家族のコミュニケーション力の向上を図ります。</p>

## 施策の方向6 配偶者や親しく交際している相手からの暴力の根絶

配偶者や親しく交際している相手からの暴力の防止と被害者の支援を進めます。

### 1 法令等の動向や社会情勢

2015(平成27)年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化することとされています。

配偶者等からの暴力の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等の暴力が一層多様化してきています。

### 2 これまでの市の主な取組

配偶者等からの暴力を未然に防止するため、広報等を通じてDV<sup>※</sup>に関する啓発を行うとともに、市民協働事業によりDV相談窓口を案内した啓発用ティッシュを作成してイベント等で配布し、幅広い年齢層に相談窓口の周知を行っています。

また、配偶者等からの暴力の被害者に対してそれぞれの事情に応じた的確な情報提供や支援ができるよう専門相談員を配置して、面接や専用電話での相談に応じ、関係部署と連携して被害者の支援を行っています。

※DV…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか?

「ストップ!DV」運動  
DVのないまち-いせはら

**DV相談窓口のご案内**

相談窓口	電話番号	相談日・時間 <small>(※休業日・休日は除く)</small>
伊勢原市DV相談	0463(91)9237	月～金曜、9～17時 ※
神奈川県 女性のためのDV相談 (かなテラス)	0466(26)5550	月～金曜、9～21時 ※
	0466(26)5551	土・日曜、9～17時 ※
	0466(2?)9799	毎日、9～21時 ※
警察総合相談	045(664)9110 又は#9110	毎日、24時間

発行:国際シロフチミスト伊勢原・伊勢原市

啓発用ポケットティッシュ

### 3 今後の課題

#### (1) 市民及び関係団体から寄せられた意見

○DV被害者に対する施策は、さらに充実させてほしいです。

○DVは家庭内で起きることが多いので見極めるのが難しいです。相談窓口をわかりやすく情報発信していくことに尽きると思います。

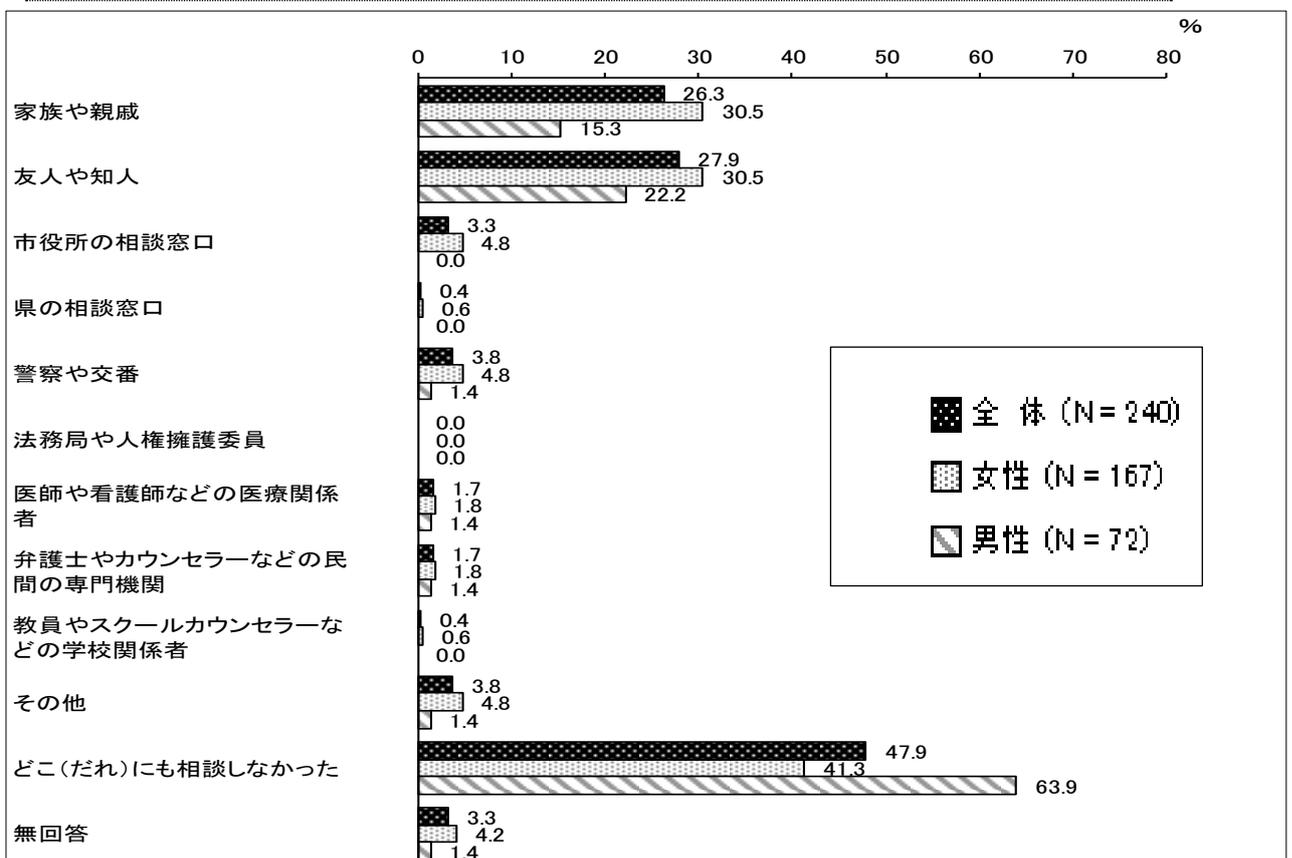
○デートDVなど若年層に対する啓発もお願いします。

#### (2) 男女共同参画アンケート調査

男女共同参画アンケート調査では、女性の約 17%、男性の約 9%が、「配偶者や親しく交際している相手から何らかの暴力の被害を受けたことがある」と回答がありました。

そのうち「どこ（誰）にも相談しなかった」人が女性で 41.3%、男性では 63.9%で、理由としては、「相談するほどでもないと思った」が男女ともに最も多く、女性では「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると」の割合が高くなっている一方、男性では「自分にも悪いところがあると思った」「相談してもむだだと思った」「どこ（誰）に相談したらよいのかわからなかった」「はずかしくて、誰にもいえなかった」の割合が高くなっています。

（これまでに配偶者や親しく交際している相手から、「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」などの行為を受けたことが「1・2度あった」「何度もあった」と選んだ人に対して）それらの行為について、あなたは誰かに相談しましたか。



#### 4 施策の方向

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識が高まるよう意識啓発を行うとともに、被害者が相談しやすいよう相談窓口の周知を継続して行います。

また、配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援を進めるため、被害者が安心して相談できる体制を整え、関係機関との連携により被害者の安全確保から自立支援まで切れ目のない支援を行います。

#### 5 目標値

##### (1) 暴力防止に関する意識啓発活動

広報掲載 現状 2回／年(2016年度) 目標 2回／年

##### (設定根拠)

あらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるべきものではありません。配偶者等からの暴力に関する相談件数は、2011(平成 23)年度には110件でしたが、2016(平成 28)年度には347件と5年間で約3倍になっています。暴力防止の啓発や相談体制の周知を継続して行うことが大切と考え、継続した意識啓発活動の実施を目標値として設定します。

男女共同参画所管課



## 6 主な事業

事業名（所管課）	事業内容
DV防止に向けた啓発活動 （男女共同参画所管課）	<p>配偶者等からの暴力を未然に防止するため、DV防止に関する啓発を市の広報紙等を活用して行います。</p>
DV被害者に対する相談体制 （福祉総合相談所管課）	<p>配偶者等からの暴力は、家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が難しく潜在化しやすい傾向にあります。被害者だけでなく、同居する子どもにも情緒不安定になったり、心身にいろいろな影響が現れたりもします。児童虐待防止法では、子どもが両親の間の暴力を目撃することは、子どもへの虐待になるとされています。</p> <p>被害者それぞれの事情に応じた的確な情報提供と支援ができるよう、相談員の資質向上に努め、被害者がいつでも安心して相談できる体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談専用電話の活用</li> <li>・DV専門相談員による相談体制</li> <li>・DV担当者の専門研修</li> <li>・関係部署との連携の充実</li> </ul>
DV被害者の安全確保 （福祉総合相談所管課）	<p>配偶者等からの暴力は、被害者の心身に危険が及ぶ場合があることから、緊急の場合には確実・迅速に避難し、安全を確保します。また、被害者に関する情報が加害者に漏洩しないよう、関係機関と連携し、秘密保持に万全の体制を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の安全の確保</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>
DV被害者の自立支援 （福祉総合相談所管課）	<p>被害者が安心して自立した生活を送るためには、心理的、経済的な問題をはじめ、就労、子どもの就学などさまざまな課題があります。被害者に各種支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携をしながら、被害者の立場に立ち、切れ目のない支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援の実施（生活保護制度、児童扶養手当等）</li> <li>・生活支援の実施（就労、子どもへの支援等）</li> </ul>

## 施策の方向7 心身の健康支援と性に関する理解の促進

男女の健康を生涯にわたり支援する取組や性に関する理解を深める取組を推進します。

### 1 法令等の動向や社会情勢

2015(平成27)年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提であり、心身及び健康についての正確な知識や情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受するために必要であるとしています。

性差やライフステージにより、それぞれ異なる健康上の問題に直面することがあります。特に、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長に伴う健康に関わる問題に応じた対策が必要となっています。

また、性的指向\*または性自認\*を含む性別による差別的取り扱いやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのハラスメントの問題、性犯罪やストーカー行為など、性に関わる人権侵害についても、引き続き対応が必要となっています。

※性的指向…人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※性自認…性別に関する自己認識のこと。

### 2 これまでの市の主な取組

男女の心身の健康維持を支援するため、健康教育や健康相談、スポーツ教室を開催したり、生活習慣病を予防するための食に関する教室や相談を行ったりするなど、スポーツや食を通じた健康づくりを推進してきました。

また、特定健康診査やがん検診など、疾病の予防や早期発見・早期治療に向けた取組を行っています。さらに、性的指向または性自認を含む性別による差別的取り扱いの防止やハラスメントの防止に向けた啓発に取り組むと共に、関係機関と連携をとり性犯罪やストーカー被害者に対する支援を行っています。



伊勢原市食育料理コンテスト



チャレンジデー

### 3 今後の課題

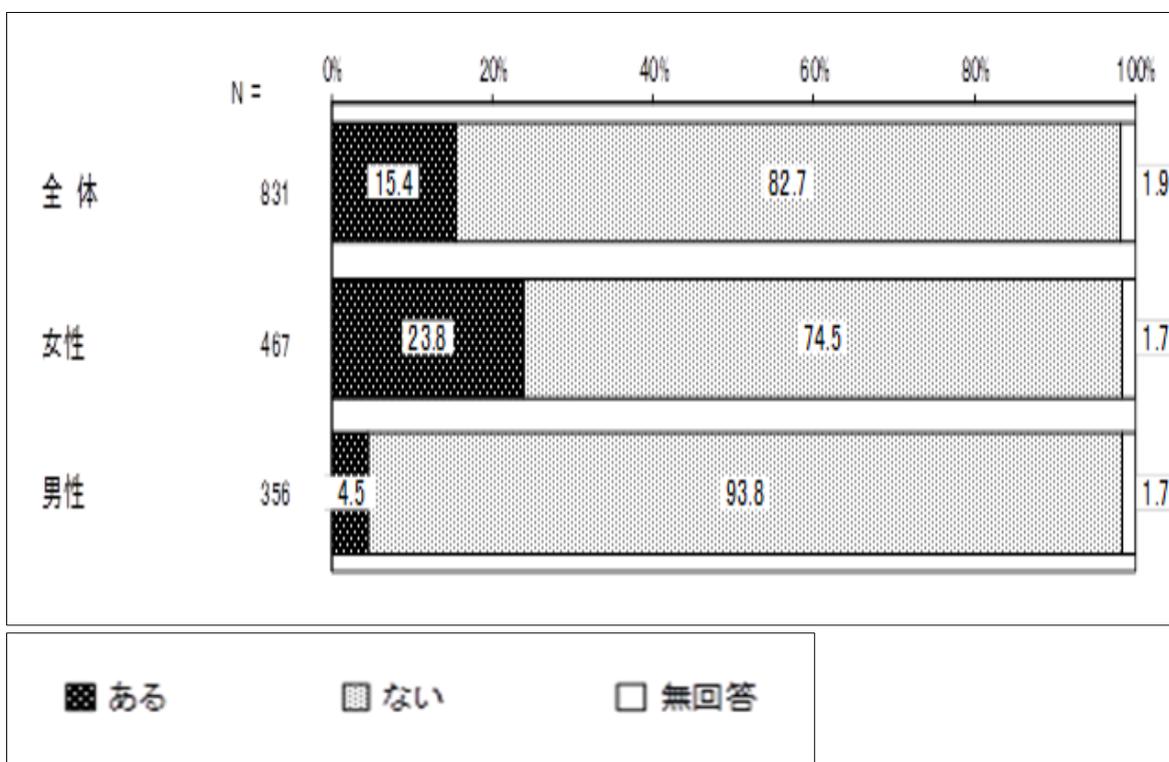
#### (1) 市民及び関係団体から寄せられた意見

- 一般健康診査の受診率が低いのが気になりますが、健康を守るためには、さまざまな情報を積極的に活用していく意識改革が必要だと思います。
- 市内の運動施設が少ない状況はわかりますが、小さい子どもがいる家庭では、小学校の体育館など、家の近くのほうが行きやすいと思います。
- 自分がセクハラ、パワハラをしているという意識は低いので、事例を示して「このようなことはセクハラ（パワハラ）ですよ」と呼びかける啓発が必要だと思います。

#### (2) 男女共同参画アンケート調査

男女共同参画アンケート調査において「あなたはセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）を受けたことがありますか」と聞いたところ、「ある」と回答した人が15%でした。性別で見ると女性で「ある」と答えた人の割合が高くなっています。

あなたは「セクシャル・ハラスメント（セクハラ）」（性的いやがらせ）を受けたことがありますか。



#### 4 施策の方向

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、健康づくりに欠かすことができない体力づくりや食生活改善に自主的に取り組むことができるよう、学習の機会の提供や相談体制を整える支援を行います。あわせて、専門機関が行う各種の健康診断やエイズ相談、精神保健相談などの情報提供を行います。

また、疾病の予防や早期発見、早期治療に向けて、健康診査や各種検診の充実を図ります。

性的指向または、性自認を含む性別による差別的取り扱いやセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などについては、被害の防止に向けた広報活動を行うとともに、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。

また、関係団体等と協力して、喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発活動や犯罪予防パトロール、街頭指導など犯罪を未然に防止するための活動を引き続き行います。

#### 5 目標値

##### (1) 子宮がん・前立腺がん検診の受診率の割合

子宮がん	現状	11.9%	(2016年度)	目標	14.0%	(2022年度)
前立腺がん	現状	28.5%	(2016年度)	目標	30.0%	(2022年度)

##### (設定根拠)

悪性新生物（がん）は、全国、神奈川県と同様に、伊勢原市においても死亡要因で1位を占めており、予防には、禁煙、食生活、身体活動などの生活習慣に気をつけていくことに加え、早期発見、早期治療につなげるために、がん検診を受診することが重要になります。ここでは、女性特有の疾病として子宮がん、男性特有の疾病として前立腺がんの検診受診率を目標値として設定します。

年齢調整り患率（人口構成の異なる地域と比較するため、年齢分布を調整した罹患率）は、子宮がん、前立腺がんともに神奈川県より高くなっており、がん検診受診率向上に努めていくことで、悪性新生物（がん）による死亡者減少につなげていきます。

健康づくり所管課

## (2) 性の多様性に関する意識啓発活動

現状 0回/年(2016年度) 目標 1回/年

(設定根拠)

国では少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高めるダイバーシティ※経営を推進しており、女性をはじめとする多様な人材の活躍は不可欠となっています。

また、2014(平成26)年にオリンピックの基本原則などを示したオリンピック憲章で「性的指向による差別の禁止」という文言が盛り込まれ、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、さまざまな取組が行われています。

性的指向や性自認を含む性別による偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要となっていることから、広報やホームページ等を活用した意識啓発活動を推進します。

### 人権・男女共同参画所管課

※ダイバーシティ…「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

## 6 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
市役所のハラスメント防止対策 (人事所管課)	伊勢原市職員のハラスメント防止に関する要綱に基づき、セクハラ、パワハラ、マタハラなどのハラスメントの防止に努めます。
性犯罪、ストーカー被害者の相談・支援 (市民相談所管課) (福祉総合相談所管課)	警察署等関係機関との連携により、被害者の精神的な支援などに努めます。 ・伊勢原被害者支援ネットワーク、かながわ犯罪被害者サポートステーションの活用
性の多様性に関する意識啓発活動 (人権・男女共同参画所管課)	市ホームページ等を活用し、性の多様性に関する意識啓発を推進します。
こころの健康づくり推進事業 (障がい福祉所管課)	精神的なストレスやさまざまなこころの問題を解決し、自殺に追い込まれることのないよう、こころの健康を支援する地域づくりを推進します。 ・こころサポーター養成研修の実施 ・普及啓発活動の実施

<p>男女で学ぶ健康講座 (健康づくり所管課)</p>	<p>生活習慣病や予防教室、運動教室などの場を活用し、ライフステージにおける身体の変化やメンタルケアの必要性など、健康に関する知識の習得を促進します。</p>
<p>健康支援に関する情報提供 (健康づくり所管課)</p>	<p>広報いせはら、市ホームページ、いせはら健康家族カレンダーを活用し各種検診の周知を図り、疾病予防に関する情報の提供に努めます。また、専門機関が実施する各種の健康相談、エイズ相談、精神保健相談などの情報を提供します。</p>
<p>疾病予防事業の充実 (健康づくり所管課)</p>	<p>がんや生活習慣病の予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健康診査及び健康診断や各種がん検診を実施するとともに、保健師や管理栄養士による健康相談・健康教育を推進します。</p>
<p>スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり (スポーツ振興所管課)</p>	<p>心身両面にわたり男女の健康保持増進を図るため、総合型地域スポーツクラブの継続的な運営支援、「チャレンジデー」及び「クルリン健康ポイント事業」等により、運動・スポーツ活動の機会を提供します。</p>
<p>妊婦健康診査の支援 (子育て支援所管課)</p>	<p>妊婦健康診査に関する公費負担を補助し、妊娠、出産期における母体の心身の健康保持と安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めます。</p>
<p>小中学校での性教育 (学校教育指導所管課)</p>	<p>学習指導要領に則り、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通じて、心と体の両面から、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で性に関する指導を進めます。 保護者や地域の理解を得ながら、「性」に関する正しい理解を学校全体で共通理解を図って身に付けるよう指導します。</p>

## 第4章 着実な進展に向けて

### 1 第2次プランの推進

---

第2次プランの着実な進展に向けて、市の各施策を実施する職員一人一人が男女共同参画意識を高く持ち、一体となって取り組むとともに、市と市民、市民活動団体、事業者が、男女共同参画社会の実現に協働して取り組む体制づくりを進めます。

#### □伊勢原市男女共同参画推進会議（庁内組織）による推進

男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置しています。庶務担当課長等で構成され、男女共同参画所管課とともに一体となった推進を図ります。

#### □伊勢原市男女共同参画推進委員会（庁外組織）との連携

男女共同参画施策を推進するために、市民の組織として設置した伊勢原市男女共同参画推進委員会と連携し、第2次プランに掲げる施策や事業の推進を図ります。また、第2次プランの進捗状況を報告し、点検・評価を受けることにより、施策や事業の向上を図ります。

#### □市民、市民活動団体、事業所等との連携

第2次プランの実効性を高めるため、市民、市民活動団体、事業者との連携を強め、広範な主体との協働による男女共同参画の推進に努めます。

#### □関係機関との連携

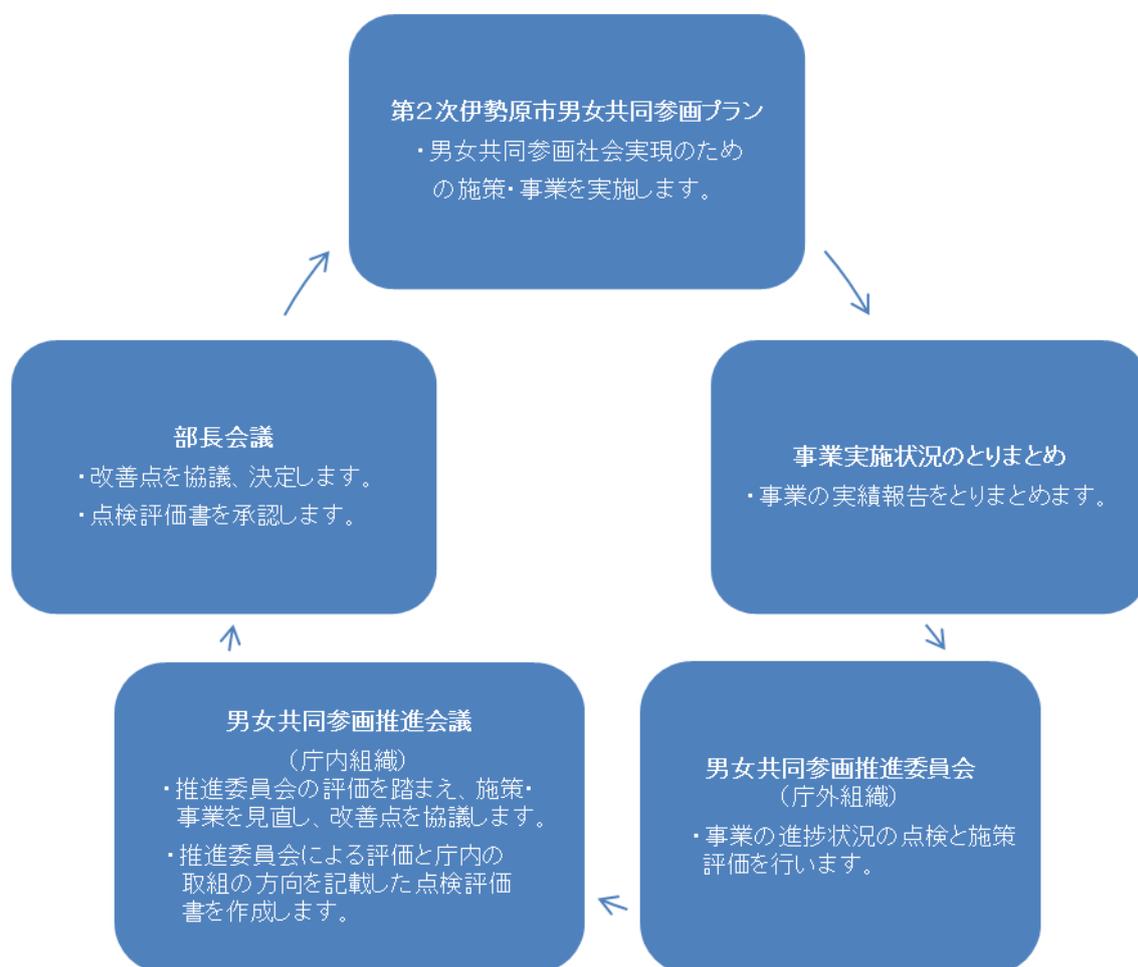
第2次プランの実現のため、関係する国・県機関と連携した事業の実施や、情報収集に努めます。

## 2 第2次プランの進行管理

第2次プランの進行管理は、毎年度における施策・事業の進捗状況をとりとめ、男女共同参画推進委員会による点検・評価を行います。

この点検評価結果を受けて、庁内組織による男女共同参画推進会議が施策・事業の見直し等を行い、今後の取組方向を記載した点検評価書を作成します。

その後、部長会議において点検評価書について協議・決定し、公表します。



## 第2次伊勢原市男女共同参画プラン

発行 2018(平成30)年4月  
発行者 伊勢原市市民生活部人権・広聴相談課  
人権・男女共同参画推進係

〒259-1188  
神奈川県伊勢原市田中348番地  
Tel 0463-94-4711(代表)